小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性

平成 24 年 3 月 名 古 屋 市

# 目 次

			頁
第 1	ţ	放課後施策の現状	
	1	経緯	1
•	参考	「子どもたちの豊かな放課後のあり方について(提言)」の概要…	2
•	参考	52「『子どもたちの豊かな放課後』の基本的な考え方」の概要	3
	2	現行の放課後施策の概要	4
第	2	放課後子どもプランの創設	
	1	名古屋市放課後子どもプランモデル事業検証・評価報告書の概要 …	6
	2	モデル事業の検証・評価結果を踏まえた基本的な考え方	7
	3	モデル事業の検証・評価結果への具体的な対応	7
		(1) モデル事業の主な個別課題への対応	8
		(2) 放課後子どもプランの推進・拡大に向けた課題への対応1	0
第	3	放課後施策の今後の方向性	
	1	基本理念	3
	2	基本方針	3
,	3	基本方針に基づく放課後施策の方向性1	4
		(1) 小学校施設を活用した放課後施策1	4
		(2) 留守家庭児童健全育成事業	7
		(3) 小学校施設を活用した放課後施策と	7
		留守家庭児童健全育成事業との連携	
•	4	今後の放課後施策体系への移行の考え方2	0
	5	今後の予定	2

### 第1 放課後施策の現状

### 1 経 緯

日程	事項
平成 18 年 11 月	・トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業の よりよいあり方を総合的に検討することを目的として 「名古屋市子どもたちの豊かな放課後のあり方検討委 員会」を設置
平成 19 年 4 月	・国が文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚 生労働省の「放課後児童健全育成事業」とを一体的に あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を 創設
平成 19 年 12 月	・名古屋市子どもたちの豊かな放課後のあり方検討委員 会より「子どもたちの豊かな放課後のあり方について (提言)」を受ける 参考1
平成 20 年 7 月	・上記の提言を踏まえ、本市の放課後施策としての「名 古屋市放課後子どもプラン(仮称)」創設に向け、市の 基本的考え方を示す「『子どもたちの豊かな放課後』の 基本的な考え方」を策定
	・「名古屋市放課後子どもプラン(仮称)モデル事業推進委員会」を設置
平成 20 年 12 月	・「名古屋市放課後子どもプラン(仮称)モデル事業実施 計画」を策定
平成 21 年 4 月	・名古屋市放課後子どもプランモデル事業を 8 区 8 校で実施
平成 22 年 1 月	・名古屋市放課後子どもプランモデル事業を 2 区 2 校で追加実施
平成 23 年 3 月	・名古屋市放課後子どもプラン(仮称)モデル事業推進委 員会より「名古屋市放課後子どもプランモデル事業検 証・評価報告書」を受ける

# 参考 1

### 「子どもたちの豊かな放課後のあり方について (提言)」の概要

区分	内容
名 古 屋 市 の 放課後施策の 現 状 と 評 価	・トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業 は、機能や経緯が異なるが、両事業とも放課後の子 どもの健全育成を担うという面では共通点がある。
「名古屋版放課後 子どもプラン」の 創設	・国の「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」の両事業を一体的あるいは連携して「放課後子どもプラン」を実施するという趣旨を踏まえながら、子どもたちの自主性、社会性、創造性を育むとともに、子どもたちの情緒の安定を図るという両事業の良い面を取り入れながら、名古屋のすべての子どもたちが豊かで健やかな放課後を過ごすことができるよう「名古屋版放課後子どもプラン」の創設を提案する。
「名古屋版放課後 子どもプラン」の 基本的な考え方	<ul><li>・トワイライトスクールと放課後児童クラブを一体又は連携して実施する事業として創設する。</li><li>・新たにモデル事業を実施し、その検証を行いながら、計画的に進める。</li></ul>
基本目標	・すべての子どもに「遊び」「学び」「体験」「交流」 の場を提供する。 ・留守家庭児童などケアを必要とする子どもに「生活」 の場を提供する。
人材	・運営スタッフとして「運営指導者」「専任スタッフ」 「地域協力員」を配置する。
保護者	・子どもを育てる第一義的責任は保護者にある。市は 保護者と連携・協力しながら支援を行う。
地域	<ul><li>・地域と密接に連携を取りながら運営を進めていくことが大切である。</li></ul>
場所	・何より安心・安全な場所であることが重要。授業終 了後の移動、保護者や地域の人の協力が得られやす い場所として、小学校を活用することが望ましい。
コスト	・17 時以降の放課後児童クラブの児童については、内容を明確に示し、保護者負担を導入する。

# 参考2

## 「『子どもたちの豊かな放課後』の基本的な考え方」の概要

区 分	内 容
子どもたちの 豊かな放課後	・子どもたちは、「遊び・学び・体験・交流・生活」の場を、それぞれの状況に応じて過ごすが、留守家庭等の子どもにとっては、安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活」の場が大切である。
放課後施策の課題	<ul> <li>・トワイライトスクールで培われてきた、地域の協力による「遊び・学び・体験・交流」の場における多様な活動の一層の充実が望まれる。</li> <li>・留守家庭児童健全育成事業は、子どもたちの健全育成を支援するとともに働く保護者を支援してきているが、留守家庭児童健全育成事業の未実施学区も少なくない。</li> <li>・子どもたちの安心・安全で、健全な育成を図るとともに、保護者への子育て支援の観点からも、留守家庭児童等を対象とした事業の拡充が求められている。</li> </ul>
「名古屋市放課 後子どもプラン (仮称)」の創設	・「名古屋市放課後子どもプラン(仮称)」(以下「放課後子どもプラン」という。)は、現行のトワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業のそれぞれよい面を取り入れて構想するものであり、トワイライトスクールと、市が主体となって新たに実施する児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業とを一体的に行う事業として創設する。 ○すべての子どもに「遊び」「学び」「体験」「交流」「生活」の場を提供する。 ○昼間保護者が家庭にいないことなどにより、子育てへの援助を希望する家庭の子どもについては、「生活」への配慮を行う。
名古屋市放課後 子どもプラン モデル事業の 位置付け	<ul> <li>・名古屋市放課後子どもプランモデル事業を実施し、検証・評価を行いながら計画的に放課後子どもプランを創設していく。</li> <li>・現行のトワイライトスクールや、留守家庭児童健全育成事業のこれからの方向性については、名古屋市放課後子どもプランモデル事業の検証結果を踏まえて、改めて検討を行う。</li> </ul>

#### 2 現行の放課後施策の概要

区 分	小学校施設を活用した放課後施策		
事 業 名	名古屋市放課後子どもプランモデル事業	トワイライトス	クール(放課後学級)
開始時期	平成 21 年 4 月	平成	9年10月
事業内容	トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業のよい面を 取り入れながら、すべての子ども たちが豊かで健やかに放課後を過 ごすことができることを目指す 「放課後子どもプラン」創設に向 けたモデル事業として実施	設を活用して、 自由に遊んだり 動に参加したり することを通し	放課後等に小学校施 学年の異なる友達と 、学んだり、体験流 、地域の人々と交 、地子どもたちの自 創造性などを育む教 施 【経過措置実施校】 〔延長時間帯〕
対象児童	原則として、実施校の学区に在住する小学校 1~6 年生 【選択事業】原則として、昼間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の小学校 1~3 年生及び健全育成上指導を要する 4~6 年生	原則として、 実施校の学区 に在住する小 学校1~6年生	原則として、小学校1~3年生及び健全育成上指導を要する4~6年生
活 動 日	月~土曜日(休日、年末年始を除く)	月~土曜日(休日	、年末年始等を除く)
月~金	【基本時間帯】授業終了後~17 時 【選 択 事 業】授業終了後~19 時	授業終了後~ 18 時	18 時~19 時
土 長期休業中 (月~金)	【基本時間帯】 10 時~17 時 【選択事業】 8 時~19 時	9 時~18 時	- 8時30分~9時 18時~19時
実施場所	小学校施設内(2 教室)	小学校施設	内(1~2 教室)
実施か所数	10 校	246 校	11 校
登録者数 (障害児等再掲)	1,754 人 (うち選択事業 158 人 (80 人) (14 人)	49, 284 人 (1, 027 人)	357 人 (21 人)
運営スタッフ	運営指導者:1人 子ども指導員:1人以上 地域協力員:児童数に応じて配置	運営指導者:1 地域協力員:児	人 担童数に応じて配置
実施主体	名 古	屋市	
運営主体	事業委託(側名古屋	市教育スポーツ協	3会)
利 用 料	【基本時間帯】 無 料 【選 択 事 業 】 5,000 円/月 (おやつ代含む) ※減免制度あり	無料	1,000円/月 ※減免制度あり
1 か所あたり 運 営 費	13,407 千円	7,404 千円	854 千円

注1:「経過措置実施校」は、平成21年度に名古屋市放課後子どもプランモデル事業 (以下「モデル事業」という。)を開始した際に、トワイライトスクール時間 延長モデル事業を廃止したことに伴い、経過措置として、トワイライトスク ールの開設時間に加え延長時間帯を設けているもの。

区 分	留守家庭児童健全育成事業		
事 業 名	留守家庭児童育成会への運営助成	児童館における留守家庭児童クラブ	
開始時期	昭和 47 年 10 月	昭和 47 年 11 月	
事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、下校後に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として、地域の留守家庭児童育成会に対する助成を実施(対象児童が10人以上の育成会に対し、人数区分に応じて基本額を助成。他に、障害児受入等の加算補助あり)	保護者が就労等により昼間家庭 にいない児童に、下校後に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育 成を図る事業を実施	
対象児童	保護者が就労等により昼間家庭 にいない市内の小学校1~3年生 (4~6年生も加えることができる)	保護者が就労等により昼間家庭 にいない市内の小学校 1~3 年生 (障害児は6年生まで)	
活動日	原則として月〜土曜日 (休日、年末年始等を除く)	月〜土曜日 (休日、年末年始等を除く)	
月~金	(助成要件) 1日3時間以上	13 時~18 時	
土 長期休業中 (月~土)	(助成要件) 原則1日8時間以上	9 時~18 時	
実施場所	留守家庭児童専用室(市貸与) 民家(借家)等	児童館内 (留守家庭児童クラブ室)	
実施か所数	164 か所	16 か所	
登録者数 (障害児再掲)	4, 984 人 (144 人)	196 人 (4 人)	
運営スタッフ	指導員:1人以上	指導員:児童 19 人以下 1 人以上 児童 20 人以上 2 人以上	
実施主体	地域の理解と協力を得て自主的に	名古屋市	
運営主体	設置される留守家庭児童育成会	児童館の指定管理者 ( 個) 名古屋市社会福祉協議会等)	
利用料	【保護者負担額】 平均 19,000 円/月(おやつ代含む) ※育成会によっては減免を実施	3,000円/月 (おやつ代別途、概ね 2,000円/月)	
1 か所あたり 運 営 費	4,553 千円 (助成額等)	3,745 千円	

注2: 「1か所あたり運営費」は平成23年度予算(年額)ベースで試算

注3: 「実施か所数」「登録者数」は、「小学校施設を活用した放課後施策」は平成 23年4月末現在、「留守家庭児童健全育成事業」は平成23年4月1日現在。 また「小学校施設を活用した放課後施策」における障害児等の登録者数は、 特別の配慮を必要とする児童の登録者数を記載

### 第2 放課後子どもプランの創設

### 1 名古屋市放課後子どもプランモデル事業検証・評価報告書の概要

区分	内 容
検証・評価機関	・学識経験者及び保護者、地域、学校、関係行政機関 代表者で構成する「名古屋市放課後子どもプラン(仮 称)モデル事業推進委員会」
検証・評価目的	・放課後子どもプランの創設に向けて、モデル事業の 実績や運営状況、子どもや保護者の状況・ニーズな どを整理・分析し、モデル事業の成果や課題を明示
検証資料	<ul><li>・モデル事業実施校の全ての子ども、保護者対象のアンケート</li><li>・運営スタッフ等へのアンケート</li><li>・現場視察、事業統計、運営主体からの状況報告</li></ul>
全体評価	・アンケートでは子ども、保護者のいずれも7割以上がモデル事業に「満足している」または「どちらかというと満足している」と回答するなど、利用者からは概ね好意的に受け止められていると評価・トワイライトスクールという教育的な事業と放課後児童健全育成事業という福祉的な事業を一体的に実施するという事業趣旨を踏まえた形で、かつ、利用者のニーズに概ね合う形で実施されており、選択事業は就労支援の役割を果たしていると評価
モデル事業の 個別の課題	・モデル事業の個別具体的な事項について、13の検証 項目に分類し、成果を示すとともに課題を指摘
放課後子どもプランの推進・拡大に向けた課題	<ul> <li>・開設スペースのあり方から捉えた施設面の課題及び運営スタッフの充実、障害児等への対応、利用料の設定という運用面からの課題の4点を指摘</li> <li>・放課後子どもプランを創設し、事業の全市展開を進めるに当たっては、モデル事業に対する保護者や地域等の受け止め方が様々であることなどを踏まえ、慎重かつ段階的に取組みを進める必要があることを指摘</li> </ul>

#### 2 モデル事業の検証・評価結果を踏まえた基本的な考え方

#### (1) 「全体評価」及び「モデル事業の個別の課題」



モデル事業は全体として評価を得ていることから、**基本的にモデル事業を継承**しながら個別の課題への対応を図ったうえで**本格実施**する。

#### (2) 「放課後子どもプランの推進・拡大に向けた課題」



放課後子どもプランの推進・拡大に向け、制度上の課題への対応 方法についても決定したうえで、事業の展開にあたっては、子育て 家庭のニーズや地域の状況・意向も考慮する。

#### (3) 検証・評価結果全般を踏まえた総合的な対応



放課後子どもプランの創設に際して、トワイライトスクールや留 守家庭児童健全育成事業など、**既存の放課後施策との関係性を整理** する。

#### 3 モデル事業の検証・評価結果への具体的な対応

検証・評価結果における「モデル事業の主な個別の課題」及び「放課 後子どもプランの推進・拡大に向けた課題」に対しては次の通り対応を 図る。

### (1) モデル事業の主な個別課題への対応

区分	ア 選択事業の対象児童 及び定員	イ 開設時間
現行	<ul><li>○対象児童は原則として子育てへの援助を希望する家庭の小学校1~3年生及び健全育成上指導を要する児童</li><li>○定員に余裕がある場合は4~6年生も受け入れる</li><li>○定員は実施校ごとに設定</li></ul>	【授業のある日】  ○(基本時間帯)授業終了後~17時  ○(選択事業)授業終了後~19時  【長期休業中及び土曜日】  ○(基本時間帯)10時~17時  ◎(選択事業)8時~19時
検証・評価	○4年生以上についても、子育 てへの援助が必要な家庭のあいと考えら、対象児童のあり、大について検討する必要がある。 ○今後、選択事業登録を可能性も考慮して、定員設定について検討する必要がある。	○保護
対 応	○対象児童は小学校 1~6 年生 とする。 ◎定員はおおよその基準とし 弾力的な運用を図る。	<ul> <li>○開設時間は現行のモデル事業を継承する。</li> <li>○10 時までの延長時間帯については、学校休業日のみの限定的な対応であり、学校の登校時間も考えあわせ、基本時間帯の位置付けとする。</li> <li>◎土曜日の開設時間は9時~18時に短縮する。</li> </ul>

注:○◎●の記号ごとに内容が対応

#### ウ その他の事業運営上の課題

- ○開設時間中は運営指導者及び子ども指導員を1人配置
- ○選択登録児童数が 20 人を超える場合、延長時間帯に子ども指導員を 1 人 加配
- ○基本時間帯に地域協力員を児童数に応じて配置
- ◎選択事業の利用料の額は、児童1人につき**月額5.000円**
- ●利用料の徴収は、納入通知書により保護者が**金融機関で納入**
- ○子ども指導員の配置により経費が高くなっているが、子どもの指導や保護 者への支援などの取組みが進んでいることから、事業運営上必要な経費で ある。
- ○平成 21 年度末における選択登録児童数の一校あたりの平均は 11 人であるのに対して、18 時以降の参加児童数は 3.1 人となっているなど、選択登録児童数と実際の参加児童数には大きな差が生じているため、スタッフの配置基準などについて、改めて検討する必要がある。
- ○地域協力員については、実績や経験を積み重ね、知識や技能が向上していることから、子ども指導員との役割分担について検討する必要がある。
- ◎利用料については、半数以上が現在の利用料の額を肯定的に捉えている。
- ●利用料の納入方法については、**納入しやすい方法を検討する必要がある**。

- ○選択登録児童数に関わらず、延長時間帯である **17 時~18 時の間にも、地域協力員を1 人配置**する。
- ○選択登録児童数が 20 人を超える場合の**子ども指導員の加配は廃止**する。
- ◎現行の利用料の算出方法を継承しながら、改めて計算する。
- ●口座振替による納入方法を検討する。

### (2) 放課後子どもプランの推進・拡大に向けた課題への対応

### ア 制度上の課題

区分	(ア) 開設スペースのあり方	(イ) 運営スタッフの充実
課題	<ul> <li>・モデル事業は2数室で実施しているが、現在、トワイライトスクール実施校では、1数室で実施している学校が相当数ある。</li> <li>・1数室での実施が可能か否か、1数室で実施する場合の手法や工夫、施設設備も含めたスペースの確保などの検討が必要である。</li> </ul>	・運営主体の公募制度が導入されたことにより、複数の法人が運営を担う可能性があるが、運営スタッフの資質・能力等に一定程度の均質性が以上である。・特に計画を対し、重点的に取り組むが、要がある。
対応	・放課後子ども当りにという。 一次というでもある。 ・でもから、2教室確保があります。 ・でもから、2教室でもののでは、 ・でののでは、 ・でもから、2教室では、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でののでは、 ・でも事業を実施する。 ・学校運営上支険のので、 ・学校運営ので、 ・学校運営ので、 ・学校室目の確保にありる。	・運営主体が複数の法人となった場合においても、法人の枠を超えた運営スタッフの情報交換・交流の場等を設定する。

#### (ウ) 障害児等への対応

### ・運営スタッフの資質の向上などに 取り組んでいくとともに、専門機 関との連携を深めたり、サポート 体制の強化に努める取組みなどを

検討したりしていくことが必要で

ある。

#### (エ) 利用料の設定

・長期休業中は 10 時までの延長時間 帯のみ利用し、おやつを食べずに 17 時前に帰宅する子どももいる。 このような実態を踏まえて、利用 時間帯に応じた登録方式や利用料 の設定などについての検討が必要 である。

- **・市主催の研修を充実**する。
- ・障害児への対応に知識・経験を有する者が、児童福祉センターなどの専門機関と連携しながら、現場の運営スタッフの支援や相談対応を行う体制を整備する。
- ・利用時間帯に応じた登録方式や利用料の設定を行う。

### イ 事業展開上の課題

区分	内 容
	<ul> <li>・モデル事業に対しては、保護者や地域等の受け止め方も様々であり、特に学区内に留守家庭児童育成会がある場合は、理解を得ることが非常に困難であった。</li> <li>・放課後子どもプランを創設し、事業の全市展開を進めるに当たっては、こうした状況も踏まえて、慎重かつ段階的に取組みを進めることも必要である。</li> </ul>
課題	<ul> <li>(モデル事業に対する主な地域等の意見)</li> <li>・目的や役割が違う事業を一体的に実施すべきではない。</li> <li>・留守家庭児童育成会への影響によって起こる地域の混乱を懸念する。</li> <li>・利用料についての負担感がある。トワイライトスクール実施校と比べて不公平である。</li> <li>・学区の利用者のニーズを考えると 18 時以降の利用が見込まれな</li> </ul>
	いことから、現行のトワイライトスクールで十分である。
対応	<ul> <li>・利用料などについてトワイライトスクールとの整合性を可能な限り図ったうえで、モデル事業を本格実施する。</li> <li>・放課後子どもプランは、子育て家庭の状況や、地域の状況・意向も考慮しながら実施する。</li> </ul>

#### 第3 放課後施策の今後の方向性

#### 1 基本理念

- ① 次代を担う子どもたちの健やかな育成を図るため、子どもたちが多くの友だちや地域の大人と交わりながら、自己や他者を認め、認められる経験や新たな発見、達成感などを積み重ねることで、自己肯定感を高めるとともに、自主性、社会性、創造性を身につけることのできる機会の提供を放課後施策の基盤とし、身近な場所を活用してその環境整備をめざす。
- ② 地域の協力を得ながら、毎日、放課後の多くの時間を保護者と離れて 過ごす**留守家庭等の子ども**が、**安心感やくつろぎを感じて過ごすことの できる環境整備をめざす。**
- ③ 男女とも安心して仕事を続けながら子どもを生み、育てることができるよう、子どもの育ちの支援に加え、子育て家庭の**仕事と家庭の両立を支援するという観点に十分配慮し、**子どもの個性や保護者の就労状況等の違いに基づく、**子育て家庭のニーズを尊重した環境整備をめざす**。
- ④ 放課後施策をすすめるうえでは、**障害をもった子どもの育ちの支援という観点を十分考慮**しながら、**個々の障害の状況等に応じて**、子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすことのできる環境整備をめざす。

#### 2 基本方針

区分	方 針
小学校施設 を活用した 放課後施策	<ul> <li>放課後子どもプランを創設し、教育的事業や就労支援としての対応を図る。         放課後子どもプランの事業名称は「トワイライトルーム」とする。</li> <li>子育て家庭の状況や、地域の状況・意向によりトワイライトスクールを継続(経過措置は廃止)する。</li> </ul>
留守家庭児童健全育成事業	<ul><li>○ 留守家庭児童育成会に対する運営助成は継続する。</li><li>○ 児童館における留守家庭児童クラブについては、トワイライトルームの実施状況に応じて廃止する。</li></ul>
障害児への対応	○ 障害児の放課後の居場所づくりについては、一般の子ども施策、障害児を対象とした施策のそれぞれで対応を図る。

### 3 基本方針に基づく放課後施策の方向性

### (1) 小学校施設を活用した放課後施策

### ア 新たな事業類型

### ① トワイライトルーム

区 分	内 容
	8時 17時 18時 19時
	基本時間帯 延長時間帯
	(すべての参加児童) (登録児童)
事業趣旨•	※授業のある日は放課後から(トワイライトスクールも同様)
開設時間	※土曜日の開設時間は9時~18時(延長時間帯は17時~18時)
	・全児童を対象とした教育的事業と留守家庭児童に配慮した
	福祉的事業を一体的に実施する事業として <b>創設する。</b>
	・事業内容、運営スタッフ体制は <b>基本的にモデル事業に準じ</b>
基本時間帯	つつ、次項イのとおり活動・取組みの充実を図る。
	1 1 5 1 4 1 4 7 7 4 4 6 7 4
延長時間帯	・ホッとふれあいタイム 17 時~19 時 ※土曜日は 17 時~18 時
	太上唯口IS 17 mg 10 mg
延長時間帯	・8 時~18 時の登録:月額 1,500 円(おやつ代含む)
登録児童の 保護者負担	・8 時~19 時の登録:月額 6, 500 円(おやつ代含む) ・減免制度を実施
延長時間帯の	
運営スタッフ	・運営指導者1名 ・子ども指導員1名  ・地域協力員1名(17 時~18 時のみ)
体制(基本形)	,地域協力員1石(17 时,10 时(1/27)
	【おやつの提供】
	・おやつを食べながら、子ども指導員を中心として1日を振
	り返ってのお話会など子どもとのふれあい時間を過ごす。
	【生活力のスキルアップ】
延長時間帯の	・子ども指導員等が長期間参加している子どもの協力も得な がら、掃除の仕方、はしの使い方、はみがきの仕方など生
主な活動内容	がら、猫妹の任力、ほしの使い力、はみかさの任力なと生   活の基礎的技術が身に付く活動を日常的に実施する。
	【子育て支援:子ども指導員による継続的支援】
	・常勤の子ども指導員が継続的に子どもの状況把握をするこ
	とで、子どもの日々の変化に対応するとともに連絡帳など
	を活用しながら保護者と密なコミュニケーションを図る。
	I

# ② トワイライトスクール

区 分	内	容
	9 時	18 時
	(すべての参	加児童)
事業趣旨・ 開設時間	・子どもたちの自主性、社会性、 <b>引き続き実施</b> する。	創造性などを育む事業として
	<ul><li>・次項イのとおり活動・取組みの</li></ul>	)充実を図る。

### イ 活動・取組みの充実

区 分	内 容
	(ア) 趣 旨
	すべての子どもが、様々な活動を通して、自己の興味
	関心を知り、活動の喜びや達成感を味わうことで、自己
	肯定感を高め、自主性・社会性・創造性を身につけるこ
	とができるような活動内容の充実を図る。
	(イ)内容
	〇魅力的な活動の提供
	・からだを動かす活動の充実
77 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -	・楽しく学べる活動の工夫
活動の視点 	<ul><li>年齢や発達段階に応じた活動の工夫</li></ul>
	〇主体的な活動の促進
	・達成感につながる継続的な活動の充実
	・子どもの意見や思いを把握し、生かす活動の提供
	・ステップアップできる活動の工夫
	〇自己肯定感や自主性・社会性・創造性を育む活動の提供
	・教え合い、高め合い、認め合える場の設定
	・成果発表の場の設定
	・地域とつながっていることが実感できる活動の工夫
	(ア) 趣 旨
	すべての子どもが、社会生活を営む上で必要となるさ
	まざまな基本的生活習慣を身に付けることができるよ
	う、日々のあらゆる場面を通じて、意識的・継続的で一
	貫した取組みの充実を図る。
	(イ) 内 容
	〇集団生活における基本的生活習慣の確立
取組みの視点	・あいさつの習慣化、言葉づかいや身だしなみの意識化
日文が正 <sup>の</sup> アップ DE AK	・整理整頓、時間・規則を守るなど他者を意識した生活
	の習慣化
	〇健康管理・生命尊重の意識化
	・手洗い、うがいなど健康保持の習慣化
	・交通安全や防災など安全意識の定着化
	〇子どもの状況に応じた場の確保
	・静かにくつろいで過ごすことを希望する子どもに配慮
	した場の確保

#### (2) 留守家庭児童健全育成事業

#### ア 留守家庭児童育成会に対する運営助成

事 項	内 容
考え方	・留守家庭児童育成会に対する <b>運営助成は継続</b> する。
理由	<ul> <li>・モデル事業を実施している学区においても、留守家庭児童育成会に対するニーズは継続して存在している。</li> <li>・地域で自主的に運営している留守家庭児童育成会は、トワイライトルームとは異なるニーズの受け皿になると考えられる。</li> <li>・地域の自主性を尊重するとともに、保護者や子どものニーズに応じた選択肢を確保する。</li> </ul>

#### イ 児童館における留守家庭児童クラブ

事	項	内 容
考え	<b>之</b> 方	・ <b>留守家庭児童クラブに通う児童の小学校</b> において <b>ト ワイライトルームが実施される場合</b> は、当該児童クラブは <b>廃止</b> する。
理	由	・保護者の就労支援の役割を担う、市が実施主体となる 放課後施策については、小学校施設を活用した施策で 対応する。

# (3) 小学校施設を活用した放課後施策と留守家庭児童健全育成事業との連携

留守家庭児童健全育成事業に参加している児童にとっても、小学校施設を活用した放課後施策に参加することで、たくさんの友だちや地域の大人と交流することなどは有意義であることから、一旦留守家庭児童健全育成事業に参加してから、小学校施設を活用した放課後施策に参加することを可能とする。

### (4) 障害児への対応

### ア 一般の子ども施策での対応

区分	内 容
	障害の有無にかかわらず、様々な子どもが地域で互いにふれあう場としての役割を担うという観点、事業に参加するすべての子どもの安心・安全を十分考慮するという観点のそれぞれを踏まえながら、障害の状況等により個に応じた円滑な対応を行うことができるよう、現場の運営スタッフの支援体制の充実に努める。
小学校施設を活用した放課後施策	・状況把握の徹底 新たに個別面談票を作成し、参加申込時に障害の 状況等を具体的に把握することで、円滑な対応を図 る。 ・支援体制の整備 障害児への対応に知識・経験を有する者による支 援体制を整備し、児童福祉センターなどの専門機関 と連携しながら、現場の運営スタッフの支援や相談 対応を行う。また、相談対応事例集を作成し、各現 場に配布することで、個々の経験の共有化を図る。 ・研修の充実 障害についての必要な知識の習得や実践的な援 助方法の研修を充実する。
留守家庭児童 育成会に対する運営助成	国の動向を踏まえながら、留守家庭児童育成会における <b>障害児の受け入れを推進</b> する。  ・障害児受入推進助成  障害児を受け入れ、かつ指導員を配置した場合における運営費助成額の加算を引き続き実施する。 ・専用室障害児受入促進助成 新たに障害児を受け入れるために留守家庭児童専用室に必要な整備を行った場合の経費の一部助成を引き続き実施する。 ・研修の充実  障害についての必要な知識の習得や実践的な援助方法の研修を充実する。

### イ 障害児を対象とした施策での対応

区分	内 容
	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、「児童デイサービス」の枠組みを変更し、平成24年度から「放課後等デイサービス事業」が開始されることから、障害のある小学生などを対象として、学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの発達支援を図る。
障害福祉 サービス の給付	「現 状」 〇 児童デイサービスの実施 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認め られる幼児及び小学生については、「児童デイサービス」 の利用により、児童個々のニーズに応じた、日常生活に おける基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を 行っている。
	・ <b>事業所数</b> 74ヵ所(平成23年4月1日現在)
	・利用者数 927人(平成23年4月)

#### 4 今後の放課後施策体系への移行の考え方

	区 分	移行の考え方
1	モデル事業 実施学区 (10 学区)	・地域関係者に説明したうえで、 <b>トワイライトルー</b> <b>ムに移行</b> する。
2	トワイライト スクール経過 措置実施学区 (11 学区) トワイライト スクール等区(留守成会) (122 学区)	・留守家庭児童に配慮した事業を実施する必要性の高い学区(「トワイライトスクール経過措置実施学区」、「トワイライトスクール実施学区(留守家庭児童育成会のない学区)」)の小学校において、子育て家庭の状況、地域関係者との調整、財政状況も踏まえたうえで段階的にトワイライトルームに移行する。
3	トワイライト スクール実施 学区(留守家 庭児童育成会 のある学区) (113 学区)	・上記②の小学校におけるトワイライトルームへの 移行に一定の目途がたった段階で、子育て家庭の 状況、地域関係者との調整、財政状況も踏まえ たうえで段階的にトワイライトルームに移行す る。

注1:区分①~③の学区数は平成23年4月1日現在

注2:区分①のモデル事業実施学区のうち2学区、区分②のトワイライトスクール 経過措置実施学区のうち10学区は留守家庭児童育成会がある。

#### 現行施策体系

#### 今後の施策体系

(1)

モデル事業

地域関係者 への説明

トワイライトルーム

一部の学区は留守家庭児童育成会が併存

2

トワイライトスクール経過措置

トワイライトスクール (留守家庭児童育成会 のない学区) 地域関係者との調整

トワイライトルーム

子育て家庭の状況等に 応じ、トワイライトスク ールから順次移行

トワイライトスクール

「トワイライトスクール経過措置」実施学区の一部は留守家庭児童育成会が 併存

3

トワイライトスクール (留守家庭児童育成会 のある学区)



トワイライトスクール

留守家庭児童育成会



上記②の小学校におけるトワイライトルームへの 移行に一定の目途がたった段階で、子育て家庭の状況、地域関係者との調整、財政状況も踏まえたうえ で段階的にトワイライトルームに移行

児童館留守家庭児童クラブに通う児童の小学校においてトワイライト ルームが実施される場合は、当該児童クラブは廃止

### 5 今後の予定

時 期	1	内 容
平成 24 年度	•	○ 子育て家庭の状況を踏まえ、地域関係者との調整を 行ったうえでトワイライトルームへの移行校を決定 ※ トワイライトルームへの移行に関する地域関係者 との調整は 25 年度以降も順次実施
25 年度		<ul> <li>○ トワイライトルームを創設し、モデル事業実施校等 一部の小学校をトワイライトルームに移行</li> <li>○ トワイライトスクール経過措置は年度末に廃止</li> <li>○ 児童館留守家庭児童クラブに通う児童の小学校においてトワイライトルームが実施される場合は、当該児童クラブは廃止</li> <li>○ 留守家庭児童育成会に対する運営助成は継続</li> </ul>
		※ トワイライトスクールにおける子どもの参加状況、 保護者の就労状況やトワイライトルームへの移行状 況などを勘案して、トワイライトスクールの17時以 降の子どもの過ごし方について、あらためて検討を 行う。